

E i w a N e w s

令和5年4月1日施行の法改正

令和5年3月
(No.212)

令和5年4月1日施行の労働基準法関係、所有者不明土地問題の法改正について、解説いたします。

1. 労働基準法関係

(1) 60時間/月超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ

令和5年4月1日施行の労働基準法の改正により、中小企業においては、1ヵ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられます。

必要な対応事項（就業規則の改定・労働基準監督署への届出・給与システムへの反映等）に漏れがないかご確認をお願いします。

	労働時間の区分	割増賃金率	
		～令和5年3月31日	令和5年4月1日～
法定内労働	8時間/日、40時間/週以内の労働	割増不要	割増不要
時間外労働①	60時間/月以内の時間外労働	25%以上	25%以上
時間外労働②	60時間/月超の時間外労働	25%以上	50%以上

(2) 賃金のデジタル払いの導入

デジタルマネーによる給与受取のニーズが一定程度存在することを踏まえ、厚生労働大臣が指定する資金移動業者による賃金のデジタル払いが可能となる制度が令和5年4月1日に施行されます。

利用できる資金移動業者の決定が令和5年4月1日以降のため、実際の運用スタートはもう少し先となりますが、制度を検討中の会社は、労働者のニーズ、必要な対応事項（労働者の個別同意・労使協定の締結・業務フローへの落とし込み等）を十分検討の上、対応する必要があります。

2. 所有者不明土地問題の法改正

所有者不明土地の発生予防・所有者不明土地の利用円滑化の観点から法改正が行われます。

(1) 法改正概要

法律	改正概要
①不動産登記法	相続登記・住所変更登記の申請義務化、手続きの簡素化・合理化
②相続土地国庫帰属制度	相続等により土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度の創設
③民法	土地・建物に特化した財産管理制度の創設、共有制度の見直し、遺産分割に関する新たなルールの導入等

(2) 不動産登記法

施行日	項目	内容
令和6年4月1日	相続登記の申請義務化	相続により不動産を取得した相続人は所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければならない
令和8年4月1日までに施行	住所等の変更登記の申請義務化	登記簿上の所有者について、その住所等の変更日から2年以内に住所等の変更登記を申請しなければならない

(3) 相続土地国庫帰属制度

相続した不動産のうち、利用ニーズの低い土地等について、一定の要件を満たせば国庫に帰属させることが可能な制度で、令和5年4月27日に施行されます。ただし、通常の管理又は処分をするに当たり過大な費用・労力が必要な土地は対象外であり、制度利用に際しては十分な検討が必要です。

(4) 民法（令和5年4月1日施行）

①土地・建物に特化した財産管理制度の創設

所有者が不明、または管理不全状態にある土地・建物は、荒廃・老朽化等が進み、問題となっていますが、これまでは、この問題に対処するための制度がなく、公共事業や民間取引を阻害し、近隣に悪影響を与えていました。そこで、所有者が不明、または管理不全状態にある土地・建物を対象に、土地・建物の管理に特化した財産管理制度が創設されました。

制度	内容
所有者不明土地・建物の管理制度	調査を尽くしても所有者やその所在が不明な土地・建物について、利害関係人が裁判所に申し立てることにより、その土地・建物の管理を行う管理人を選任し、管理する制度
管理不全状態にある土地・建物の管理制度	所有者の管理が不相当であるため、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が裁判所に申し立てることにより、その土地・建物の管理を行う管理人を選任し、管理する制度

②共有制度の見直し

共有不動産について、所在不明の共有者がいる場合、その利用に関する共有者間の意思決定ができない、処分できずに公共事業や民間取引を阻害している問題が発生しています。そこで、共有物の利用や共有関係の解消をやすくする観点から共有制度の見直しが行われました。

目的	内容
共有物の利用円滑化	ア．共有物の軽微な変更をするための必要要件が緩和（持分の過半数で決定可。）。 イ．所在不明の共有者がいる場合、他の共有者は、裁判所に申し立て、その決定を得て、以下の行為が可能となります。 ●管理行為（賃貸等）→他の共有者の持分の過半数による決定により可能。 ●変更行為（売却、増改築等）→他の共有者全員の同意により可能。
共有関係解消の新ルール	所在不明の共有者がいる場合、他の共有者は、裁判所に申し立て、その決定を得て、所在不明の共有者の持分を取得したり、その持分を含めて不動産全体を第三者に譲渡することができます。

③遺産分割に関する新たなルールの導入

相続発生後、遺産分割されないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となり、遺産の管理・処分が困難となる問題が発生しています。そこで、遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進する仕組みが新たに設けられました。

【長期間経過後の遺産分割のルール】

被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うこととされました。

④相隣関係の見直し

これまでは、隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合、隣地の所有者から隣地の利用や枝の切り取り等に必要となる同意を得ることができず、土地の円滑な利用が困難でした。そこで、隣地の円滑・適正な利用を図るため、相隣関係に関するルールの見直しが行われました。

項目	内容
隣地使用権	境界調査や越境している竹木の枝の切り取り等のための隣地の一時使用に関するルール（事前通知や実施方法等）が明確化され、また、隣地の所有者または所在が不明な場合にも隣地を使用できる仕組みが整備されました。
ライフライン設備の設置・使用権	ライフラインを自己の土地に引き込むために、導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利があることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルール（事前通知や費用負担等）も整備されました。
越境した竹木の枝の切り取り	催促しても越境した枝が切除されない場合や竹木の所有者または所在が不明な場合、越境された土地の所有者がその枝を切り取ることができるようになりました。